

平成 24 年 11 月 22 日

新食品表示制度（加工食品の原料原産地表示）についての意見全国農業協同組合中央会
鶴留 尚之

全ての消費者行政の目的は、消費者基本法第 2 条に明記された「消費者の安全の確保や消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保を図る」に尽きると考えています。

新たな食品表示法案は、この消費者基本法に主旨に沿った形で表示の目的や表示基準の策定について考えられており、大いに評価できるものとなっています。

また、是正措置や調査権限、申出制度等についても、事業者間の公正な競争を促す観点から、拡大や強化の方向で検討されようとしていることも賛成します。

先般までの「食品表示一元化検討会」では具体的な結論が得られず、新たな検討の場が設けられることとなった加工食品の原料原産地表示についても、法の主旨ならびに新たな食品表示制度の検討方向に沿った形で議論が進められ、適切に表示が拡大されるべきであります。

加工食品の原料原産地表示については、「食品表示一元化検討会」やそれ以前からの議論において、JAS 法等の既存の法律の論理に基づいた議論や意見の開陳が繰り返されてきましたが、もはや食品の安全性を担保することだけが表示の目的ではなく、また重要な情報を表示するだけでは消費者利益の保護や権利の尊重は図れないこと、そしてそのことが法の目的と、それに基づいた消費者基本計画に的確に反映されていることを踏まえ、着実に拡大に向けて議論を進めていくべきであると考えます。